

平成23年6月15日

個人情報保護法について ~報道機関としての観点から~
<消費者委員会・第7回個人情報保護専門調査会ヒアリング>

社団法人 日本民間放送連盟
報道委員会・報道問題研究部会

1. 日本民間放送連盟の取組み

(1) 放送基準・報道指針

当連盟(以下、「民放連」)は、「放送基準」や「報道指針」など制定、会員社は、これらを準用または参考にして、自主的な基準や規範などを策定、放送内容や報道姿勢などについて自ら厳しく律している。「放送基準」や「報道指針」では、被取材者などの個人情報の扱いには十分注意することや、プライバシーを尊重することなども謳っている。

「民放連 放送基準」<抜粋>

第1章 人権

- (1) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
- (2) 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような扱いはしない。

「日本民間放送連盟 報道指針」<抜粋>

3 人権の尊重

取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する。

- 1 名誉、プライバシー、肖像権を尊重する。
- 2 人種・性別・職業・境遇・信条などによるあらゆる差別を排除し、人間ひとりひとりの人格を重んじる。

(2) 放送倫理・番組向上機構(BPO)

民放連は、NHKとともに、視聴者の基本的人権を擁護し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することなどを目的とした「放送倫理・番組向上機構」を自主的な第三者機関として設置。

(3) 個人情報保護法への取組み

個人情報保護法では、報道などの5分野において義務規定の適用が除外されたが、一方で、「個人データの安全管理」、「個人情報の取り扱いについての苦情の処理」など適切な措

置を自ら講じて公表することを努力義務としている。

民放連では、「報道・著述分野における個人情報の保護に関する基本的な考え方」を策定するとともに、具体的な対応方法について解説した資料も作成し、会員社に周知。会員社は、それらを参考に、自ら措置を講じ、ホームページ等で公表している。

「【解説資料】報道分野の個人情報の取り扱いに関する具体的対応について」<抜粋>

- (1) 取材などで個人情報を収集するにあたっては、原則として報道目的であることを明らかにする。
- (2) 個人情報は適正な手段で取得するよう努める。
- (3) 取材などで入手し保有する個人情報は、紛失、破壊、改ざん、悪用、漏洩などから保護する。
- (4) 取材などで入手し保有する個人データは、報道目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように努める。
- (5) 報道目的で取得した個人情報は、原則として他の目的に流用しない。
- (6) 報道目的で取得した個人情報を、第三者に提供する場合には、その情報が報道目的外に利用されないことがないことを明確に取り決める。
- (7) 報道分野についても、個人情報の取り扱いに関する本人からの苦情などの申し出に対応する窓口を設け、誠実に対応する。

2. 法制化にあたっての見解

民放連は、個人情報保護の法制化に関する議論が始まったときから一貫して、『個人情報の保護の重要性は理解するが、この法律によって国民の知る権利に配慮するための「報道の自由」や「表現の自由」が制約されることがないように』主張し、働きかけてきた。法律の成立時においても、「表現の自由」への配慮が明記された点を評価する反面、『この法律の性質上、「表現の自由」と「個人情報の保護」との微妙なバランスのうえに立っている事実が変わりなく、政府には今後、法律に明記されたとおり、「表現の自由」を侵さないように法を運用する重大な責任があると考える』旨の見解を表明した。

法が施行された1年余後の平成18(2006)年10月に内閣府が実施した「個人情報保護に関する主な検討課題」に対する意見募集に対し、民放連は、『「個人情報の保護」にバランスが大きく偏っていると認識している』としたうえで、行政機関により公人の情報が開示されない例や、民間においても法に対する理解不足から情報提供が行われない例を挙げ、『社会全体が不健全な「匿名化社会」になっていることをより厳しく受け止めて、法律の内容ならびに運用について総合的な見直しを行うこと』を強く要望した。加えて、個人情報保護法には適用除外分野があること、その分野については主務大臣の関与が制限されていること、についても積極的な啓発活動を求めた。

3．3年後（平成20（2008）年）の見直し＜基本方針の改正＞

国は、国民生活審議会個人情報保護部会のとりまとめた意見をもとに、法の施行3年後の見直しにおいて、『いわゆる「過剰反応」を明記の上、積極的な広報・啓発活動に取り組むことを宣言。また、国の行政機関等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を明記』する旨の「個人情報の保護に関する基本方針」の一部改正案を公表した。

民放連は、同改正案に対し、「過剰反応」に対応した取り組みとして積極的に広報・啓発等を行う旨を宣言した点や、国の行政機関等については、情報提供の意義を踏まえたうえで、法の適切な運用を図る旨が明記されている点には一定の評価をしつつも、個人情報を社会から隔離することが蔓延し、国民の知る権利が阻害されている実情を危惧し、「過剰反応」の問題解決のためにより具体的な措置や方策を盛り込むことを要請した。

その後、国は、「過剰反応」への対応のためのリーフレットを作成するなどの対応を行っているようだが、社会全体に広報・啓発が行渡っているかどうかは疑問である。

3年後の見直しを契機に、「過剰反応」などが是正されたかどうかについて、このほど民放連会員社に調査したところ、「以前と変わらない」との回答が半数以上を占めた。また、「以前より悪くなった」という回答が1割強あった反面、「以前よりよくなった」という回答も1割弱あった。

4．現在の状況

あらためて現在の状況を見てみると、報道機関の観点からすれば、法が施行されて以降「過剰反応」や「情報隠し」などの問題が、ほとんど改善されていないというのが実感である。個人情報の有益性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るという法の理念が、未だ両立していないと言わざるを得ない。

個人情報保護法を理由または要因として、公的機関で起きた不祥事において公人である当事者の氏名等が公表されない、大事故の被害者などの氏名等が公表されないなどの「情報隠し」や、生徒の顔が撮影されると困るという理由で学校の取材ができないなどの「過剰反応」が、数多く現存しており、社会全体として改善に向かっているという実感はない。

この度の東日本大震災でも明らかになったように、自治体の管理する情報が有効に開示されなかったり、自治会等による地域住民の名簿が存在しないことや、存在していても有効に開示・共有できないことなどにより、特に高齢者や障害者など災害弱者の救助や、被災後の確認やケアに大きな支障をきたしていると聞く。また、安否情報などで氏名等を適切に提供・開示することが、被災地域の住人のみならず、全国の親族や知人等にとっていかに有益かということが明らかになった。

5 . 取材・報道への影響事例

(1) 警察

- ・ 懲戒処分となった警察官の詳細について公表しなかったり、警察官が注意処分を受けたことについては一切公表しないケースなどがあった。「プライバシーに関わる」として取材拒否が多くある。
- ・ 個人情報保護法の施行以降、事件・事故が発生した際、被疑者や被害者の住所・氏名等を公表しないケースが増えている。
- ・ 凶悪事件において、事件発生場所（店舗）の名称を聞いたところ、「個人情報保護法に抵触する恐れがあるため名称は答えられない」と拒否された。その後、取材で確認し、実名で報道した。

(2) 消防

- ・ 死亡者のでた火災で、個人情報を理由に被害者の氏名や年齢は言えないと言われた。
- ・ 火災現場の問い合わせに、住所しか教えてもらえない（現場の家の名前は教えてもらえない）。
- ・ 事件や事故で、救急搬送される事案が起きた時に、場所、被害者の情報、容体などを個人情報として発表しない。
- ・ 「火災の通報者は誰か？」と聞いたところ、「個人が特定される可能性があるので答えられない」と拒否される。「通行人や隣人という表現でかまわないから」と再度聞くと「個人情報保護法に抵触するので答えられない」と拒否された。

(3) 中央省庁

- ・ 過労死の労災認定を出した企業名について「個人が特定される」として黒塗りで発表。結果として、従業員より企業を守っている。
- ・ 被ばく労働者の労災認定について、長年、人数も病名も線量も出さず。今回の原発事故を受けて、ようやく人数を出し、さらに病名と線量も出した。しかし、生死や性別、年齢は「個人情報だ。個人が特定される」として明らかにしていない。

(4) 自治体

- ・ 個人情報保護法施行後、自治体職員等の不祥事について発表する際、当該職員の匿名化が加速化した。匿名とすることに対し、行政の多くは「個人情報保護」を強調。最近では、事案によっては実名を発表するケースが多くなっている。
- ・ 市内の町内会長に連絡がとりたく担当課に質問したところ、個人情報を理由に拒否された。相手に連絡してもらって取材許可をとって欲しいと頼んでもつないでくれず。

(5) 教育委員会・学校等

- ・ 教職員の懲戒処分発表の際、個人情報であることなどを理由に処分者の氏名などを明らかにせず、勤務先の学校名のみならず市町村すら明らかにしない。
- ・ 学校職員による着服が発覚。「着服」や「酒気帯び運転」など本人が逮捕されないケースで「個人情報の保護」を理由に、勤務先の学校名を公表しないケースがみられる。
- ・ 児童の顔が映ると困るという理由で、入学式など公式行事や日常の学校生活について取材を拒まれる例が多い。ある生徒を取材する際、全学年の保護者に事前了解をとる必要があるため、全保護者分の取材要領を用意するよう、学校側から要求された。

(6) 医療機関

- ・ 事故の取材の際、負傷者の安否確認や負傷程度を確認を病院に問い合わせたところ、個人情報を理由に取材を拒否された。

(7) 一般・その他

- ・ 殺人事件の取材で、被害者の勤務先で取材しようとしたところ、「個人情報なので」と取材を一切拒否された。
- ・ 災害、事件の現場で目撃者等にインタビューする際、顔の撮影を拒否されることが多くなった。記者もインタビューをとりたがために顔出し無しを容認することが多く、首上なしのインタビュー映像が横行している。
- ・ 凶悪事件の発生場所（店舗）の外観撮影時、店側から「プライバシーの侵害」と言われ、取材しないよう求められた（敷地外からの撮影）。
- ・ ニュース取材のインタビューで、放送後、家族らしき人から「マザーを見せてほしい。個人情報だから、見たあとは削除を要請する」と連絡があった。
- ・ 個人情報保護法施行以降は、公的機関も一般市民も情報提供に神経質となる傾向があると感じる。例えば、事件の取材で、報道目的と言うことを伝えたとうえで、容疑者の在籍していた会社などの関係機関に問い合わせても、以前と比べて情報が出にくくなった。また、行政の発表などに関しても、個人情報保護の名目で、それだけでは明らかに個人が特定できない程度の情報（例：市に住んでいる、というレベル）も出さないことがある。

6 . 今後に向けて

個人情報保護法施行により、社会的には、「個人の権利利益の保護」の意識が高まり、「個人情報の有益性への配慮」が劣後になっている状況が多く見られる。このことが、報道機関の取材・報道活動の妨げになっていることは上述のとおりであり、ひいては民主主義社会における「知る権利」が損なわれる結果となっている。

まずは、社会全体として「個人情報の有益性」が十分に理解されることが必要である。

加えて、報道機関など適用除外の分野があること（法第50条）や、主務大臣は表現の自由等を妨げてはならず、適用除外分野の者に個人情報を提供する行為に対して権限を行使しないこと（法第35条）などについて、具体的な広報・啓発を行うことを要望する。

なお、報道された内容の責任はその報道を行った報道機関が負うものであり、情報提供者の保護も報道機関の大きな使命と認識している。

7．社会保障・税番号制度

4月28日に要綱が公表され、法制化作業が進行している「社会保障・税番号制度」について付言する。同制度においても個人情報の取扱いが焦点になっているが、現状では、個人情報やプライバシーの保護がいかに厳密になされるかの議論に重点がおかれ、強い力を持った第三者機関の設置や、情報漏洩等に対する厳罰が検討されていると聞く。一方で、本制度を要因として「報道の自由」が損なわれることがないよう、十分に議論がなされているのかについては聞こえてこない。

直接的に「報道の自由」に関わる事柄はもとより、個人情報保護法のように「過剰反応」や「情報開示への萎縮」、法を隠れ蓑とした「情報の隠匿」などが行われるような表現がないよう、十分な注意が必要である。

当面、同制度については適用の分野が限られているようだが、将来的には、社会生活全般に拡充する可能性を大いに持ったものであることから、将来的にも見据えた法案作成に十分に留意すべきであると考えます。

以 上